

草津市国民保護計画の変更概要

1 国民の保護に関する基本指針の変更および滋賀県国民保護計画の変更等に伴い、草津市国民保護計画に所要の変更を行うものである。

2 主な変更点

(1) 「国民の保護に関する基本指針」、「滋賀県国民保護計画」の変更に伴うもの

- ・核攻撃等に伴う避難住民へのスクリーニングや除染等の措置に関する記述 P 1 1
- ・要配慮者を引き続き災害時要援護者と表記することを付記 P 2 5
- ・大規模集客施設等における滞在者に対する国民保護措置に関する記述 P 4 6
- ・安定ヨウ素剤の配布に関する記述 P 6 0
- ・要員の安全の確保に関する記述 P 6 3

(2) 統計数値等の時点修正

- ・市の人口の更新(129,913人 人口密度約 1900人/k㎡ 平成27年8月31日現在) P 8

(3) 情報伝達体制の整備について記述

- ・E m - N e t、J - A L E R Tの追加 P 4

(4) 草津市災害時要援護者避難支援プランによるもの

- ・計画にある避難支援プランが草津市災害時要援護者避難支援プランであることを明記 P 2 5